

共通報告基準(CRS)及び実特法について

2017年1月1日から「実特法」の改正により新たに口座開設等を行うお客様は「届出書」に税務上の居住地国名等を記載することが義務づけられました。

届出書のご提出について

【個人】のお客様

税務上の居住地国が「日本のみ」であることを確認させていただきます。

【法人】のお客様

税務上の居住地国が「日本のみ」であることを確認させていただきます。

また、実質的支配者の記載をお願いする場合があります。

※税務上の居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

当組合では経営方針に基づき、口座開設を日本国居住者の方に限定させていただいております。税務上の居住地国が「日本以外」にあるお客様は、新規のお申込みはできませんので、あらかじめご了承願います。